## 卷/頭/言/

特定非営利活動法人 日本癌病態治療研究会 理事長 福島県立医科大学 理事長兼学長

## 竹之下 誠一

研究会の先生方におかれましてはますますご清 祥のこととお慶び申し上げます。本会のさらなる 発展に向けて、ご指導いただいております皆さま 方に心から感謝いたしております。

2017年が明けても近年の異常気象はおさまらず、さらに常態化してきたようです。これによる 想定外の事件も頻発し、われわれの常識も多角的 視野から再考し、変更すべき時代になってきま した。

まずうれしいご報告です。本研究会の最大の財産である英文機関誌 Annals of Cancer Research and Therapy (ACRT) の PubMed 掲載へ向けて大きく前進がありました。本 W' Waves 23巻でもご紹介がありますが、坂本純一編集委員長のご尽力により、新たに、青山徹先生、山口央先生、和田聡先生、前田広道先生、和泉秀樹先生、齋藤元伸先生、本多通孝先生など7人の若手編集委員が加わり、活発な編集活動が期待されております。会員の悲願でもあります PubMed 掲載へ向けて着実に進めるよう祈る気持ちです。

ところで、昨年から表面化してきた、特定機能病院をめぐる動向にも注意が必要です。平成26年3月に施行規則が改正され、専門医の配置、英語論文数等の新たな基準が設けられています(経過措置期間は平成31年4月までです)。承認要件の見直しを検討した有識者会議では、経過措置期間後も要件を満たさない場合は、「承認取り消しを



含めて検討することが適当」とされています。

また、適応外医薬品の使用や、高難度新規医療 技術に関する医療安全上の重大事案が相次いだこ とを受けて、厚生労働省は、平成28年6月に特定 機能病院の承認要件に関する省令等を改正しまし た。その中で、自院で初めての未承認医薬品等を 用いた医療や、高難度な手術・手技を用いた医療 を提供する場合には、診療科の長が、病院に設置 された評価担当部門・委員会へ申請し、評価を受 けることが新たに義務化されています(本要件は 平成29年3月31日で経過措置期間が終わります)。

このように、承認要件は厳格化しているため、 特定機能病院であることを維持するために、病院 全体でさらなる努力が求められております。本研 究会の先生方においても、研究を志す医師として 新たな医療技術を扱う機会が多いと思いますの で、これらの動向に適切に対応することが求めら れます。

さて、第26回研究会は、横浜市立大学附属市 民病院総合医療センターの國崎主悦先生を当番世 話人として開催されます。歴史と伝統のある本 研究会ですが、不思議なことに横浜開催は初め てです。ぜひ多くの方々のご参加をお願いいたし ます。これからも本研究会のさらなる発展に努力 してまいります。ご指導、よろしくお願いいたし ます。